

News Release

2017年6月9日

東京スター銀行

女性活躍推進法に基づく優良企業認定マーク「えるぼし」最高位を取得

～「①採用」、「②継続就業」、「③労働時間等の働き方」、「④管理職比率」、
「⑤多様なキャリアコース」の5つの評価項目すべての基準をクリア～

株式会社東京スター銀行(東京都港区、代表執行役頭取 CEO 佐藤 誠治)は、このたび、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業として、優良企業認定マーク(えるぼし)の最高位を取得しましたのでお知らせいたします。

えるぼしとは、女性活躍推進に関する行動計画の策定・届け出を行った企業のうち、取り組み状況が一定の基準を満たしている企業に対し、厚生労働大臣が認定を行うもので、当行は、同法が定める「①採用」、「②継続就業」、「③労働時間等の働き方」、「④管理職比率」、「⑤多様なキャリアコース」の5つの評価項目すべての基準を満たしたことから、最も高い評価である<3段階目>の認定を受けました。



優良企業認定マーク
「えるぼし」<3段階目>

当行では、「ダイバーシティは成長の源泉」であり、多様な人材が、それぞれの能力を最大限に発揮できる組織文化を構築することで、人材と組織が活性化し、新しい価値が創出され、企業としても持続的成長を実現できると考えております。

2001年の創業以来、ビジネスの拡大にあわせて、性別を問わず、さまざまなバックグラウンドを持つ多様な人材が入行・活躍し、また、2014年6月に台湾の民間最大手銀行であるCTBC Bank(正式名称: 中國信託商業銀行股份有限公司)が株主になって以降は外国籍の行員も増えており、行内の多様性風土の醸成はもちろん、お客さまの多様性にもお応えできる体制を整えてきております。

ダイバーシティ推進においては、とくに運用の実効性を重視しており、たとえば、現時点の女性の育児休業取得率・育児休業からの復帰率はともに100%を達成、男性の育児休業取得率も30%を超えています。また、2017年1月には、「ダイバーシティ相談窓口」を設置し、働き方やキャリア形成などに関する不安や悩みを解消し、行員がいきいきと働いて活躍できるよう、サポート体制の強化も図っております。

当行は、今後も、多様な人材が、それぞれ十分に能力を発揮し、お互いを尊重しあう、モチベーションや生産性の高い組織であり続け、すべての行員にとって、さらに働きがいのある会社となることを目指してまいります。